

平成23年12月6日

各位

株式会社 池田泉州ホールディングス

～グループをあげて環境に配慮した活動を推進します～

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

（21世紀金融行動原則）」への署名について

株式会社池田泉州ホールディングス（社長兼 CEO：服部盛隆、以下「池田泉州ホールディングス」）は、平成23年12月6日、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名いたしました。

池田泉州ホールディングスでは、これまでグループをあげて、『環境格付融資制度の取扱い』、『環境配慮型店舗（夙川支店）の新設』、『屋上緑化・電動バイクの導入』、『社員ボランティアによる植樹への参加』など、環境保全に関する取組みに努めてまいりました。

本原則への署名を機に、より一層の「持続可能な社会づくり」への取組みを推進してまいります。

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」とは、環境省を事務局として、本原則の策定に向けた起草委員会が設置され、平成23年10月に策定されたもので内容は以下の通りです。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以上